

令和7年11月7日

課長各位

苅田町長 遠田 孝一

### 令和8年度予算編成方針について（通知）

このことについて、苅田町予算規則第5条の規定に基づき、令和8年度予算編成方針を定めたので通知する。

#### 第1 国の経済状況と動向

内閣府が公表した令和7年9月の月例経済報告によると、基調判断について「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としている。

また、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

こうした状況下において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。」としている。また、令和8年度予算については、「当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。」などとしている。

以上のことから、今後においても、これらの国の動向や景気の状況が本町の行財政運営に与える影響を考慮し、適切な対応をしていく必要がある。

#### 第2 本町の財政状況等

令和6年度決算は、歳出では、普通建設事業費が減少したものの、定額減税補足給付金などによる扶助費の増加、苅田中学校仮設校舎借上などによる物件費の増加、カーボンニュートラル立地促進奨励金の支給による補助費等の増加などにより、歳出全体で約19億7千万円の増となった。それら臨時の要素を除いても、障害者自立支援給付や私立保育

園委託料等の社会保障経費や、会計年度任用職員を含む人件費は年々増加しており、また、物価高騰や賃金引上げの影響により物件費も増加している。

歳入では、町税が、定額減税の影響により町民税個人分が減収になったものの、企業利益の増加等による町民税法人分の増収により、全体で前年度と比べて約2億3千万円の増となった。また、基金や他会計からの繰入金や前年度からの繰越金などが増加したことなどから、歳入全体で約18億2千万円の増となった。

単年度収支は前年度より8億5千359万円の減となり、実質単年度収支はマイナス1億1千456万8千円の赤字決算となった。

令和7年度の決算見込みは、税収は前年度決算並みとなる見込みであるものの、人件費の大幅な上昇や物価高騰等による費用の増大、大型の建設事業の実施により、予断を許さない状況である。

また、今後の歳出においても、人件費や少子高齢化の進展による扶助費・繰出金、デジタル化を推進する取組に係る経費等の経常的経費の増加や、与原土地区画整理事業・下水道整備事業の大型建設事業の実施に加え、道路・橋梁などのインフラを含む公共施設の老朽化に伴う対策費用の増加が見込まれるなど、多くの行政需要・課題が山積している。

## ○令和8年度予算編成方針

### I 基本方針

令和8年度は、第5次荔田町総合計画の施策を着実に推進し、事業の目的・効果を踏まえながら、より一層効率的な手法を取りつつ効果的に各計画の目標達成に向けて取り組むとともに、社会保障経費の増加、インフラ・施設の老朽化対策やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進という新たな行政需要にも対応しなければならない。

また、物価高騰等による影響は大きく、電気・ガス料金などの経常経費が増大するとともに、資材の値上がり等によるコスト上昇は建設事業や公共施設の管理に多大な影響を及ぼしている。さらに、賃金の上昇についても、委託業務等に大きな影響を及ぼしており、非常に厳しい予算編成になることが予想される。

このような状況の中、限られた財源・人的資源を効率的に活用して、持続可能な町政運営を行うためには、職員一人ひとりが町民生活や経済状況、さらには財政状況についてもしっかりと認識した上で、事業の見直しによる歳出抑制や積極的な歳入確保を図り、住民サービスの実施者として、責任ある予算要求が強く求められる。

以上を踏まえ、令和8年度の予算編成は、限られた歳入予算の範囲内において、質の高い町民サービスの提供や山積する課題へ対応するため、事務事業の見直しや内部管理経費の節減などに取り組み、効率的・効果的な行財政運営を行っていくために必要な経営資源の確保等を行うものとする。

## **II 重点施策**

令和8年度は、次の施策を重点施策として、予算編成に取り組むこととする。

### **(1) 教育の充実**

学校教育の充実や、教育施設の老朽化対策など、未来を拓く人づくりとともに、安心・安全で快適な教育環境を整備する。

### **(2) 子育て世代等への支援**

子育て世代への支援や障がい者・高齢者福祉の充実など、だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

### **(3) 都市基盤の整備**

駅周辺の整備、道路・橋りょうの適切な維持管理、公園の整備や管理など、快適な都市機能があるまちづくりを推進する。

### **(4) 持続可能な行政運営の推進**

行政手続きや行政システムにおけるデジタル化の推進や、公共施設マネジメントの推進など、持続可能なまちづくりを推進する。

## **III 総括事項**

### **(1) 年間予算の編成**

国・県や経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき、予定される歳入・歳出を的確に把握し、関係課と密接な連絡を図りながら、年間予算の編成を行うこと。また、例年、過去の実績と予算額が乖離しているものが散見されており、令和6年度の決算において、約11億4千万円の不用額が生じていることから、安易に前年度と同額要求や最大見込数で要求することなく、限られた財源という意識の下、住民サービス提供者として責任ある予算要求を行うこと。

なお、補正予算については、原則、制度改正や災害復旧等で、緊急的に対処しなければ事務事業に支障をきたすものを対象とすること。

### **(2) 議会（決算委員会）や監査委員の指摘事項について**

議会（決算委員会）や監査委員より指摘された事項については、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図り、令和8年度予算に反映すること。

### **(3) 施策・事業の重点化について**

限られた財源を効率的・効果的に配分するため、様々なデータに基づき、多角的な観点から精緻な状況把握や課題分析を行い、事業の優先順位を明確化させるなど、施策・事業の重点化を進めること。

#### (4) 新規事業について

新たな政策的経費は、真に必要な事業かを見極め、特定財源を確保しつつ、既存事業の見直し・廃止を合わせて検討すること。また、企画課の新規事業ヒアリングにおいて、予算要求可となったもののみ計上すること。

#### (5) 中央公民館の改修について

令和8年度中に中央公民館の改修が予定されている。中央公民館の利用を想定していたものは、他の公民館等を利用するように予算要求内容を見直すこと。

#### (6) 情報システム関連経費について

情報システムの新規導入や改修を予定している場合は、デジタル推進室に相談の上、予算を計上すること。

#### (7) 歳入について

先進自治体の取組みや事例を参考に歳入獲得手段について広く検討を行い、事業財源は自ら捻出するという視点に立ち、これまで以上に財源確保に努めることとし、以下の事項に取り組むこと。

##### ①自主財源の確保

町税の確保はもとより、受益に対する適正な負担、他市町との均衡を勘案して、手数料・使用料の見直しを図るとともに、民間資金の活用や町税滞納金、税外（各種保険料・保育料・住宅使用料・給食費等）未収金の回収などあらゆる歳入確保策を講じること。

特に、滞納に対しては、税務課収納管理担当と十分に協議し、現年分への早期対応、滞納繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴収努力を尽くすこと。

その他、町の広報媒体等を活用した広告収入の受入や、有効活用が図られていない町有財産の積極的な売却や貸付に取り組むこと。

##### ②国・県補助金など特定財源の確保

国・県の予算編成の動向は、現時点では不透明な状況であるが、町の予算編成に大きな影響を及ぼすものであり、法令や制度等の情報収集に努め、国・県等の補助金を積極的に活用すること。

特に、国の予算については、各省庁の概算要求の情報収集に努め、補助金の活用に向けて準備を進めること。なお、国・県の補助制度であっても必要性、事業効果、経費負担等について十分に検討するとともに、補助金の縮小、廃止等があった場合は、原則として事業そのものも併せて縮小、廃止すること。

## (8) 歳出について

職員一人ひとりが日頃よりコスト意識を強く持ち、町民ニーズの把握を徹底し、逐次見直しを図りながら事務事業を推進させることが重要であるため、課長、副課長、係長等は「事務事業評価書」を踏まえて、マネジメント力を十分に發揮し、主体性・自主性をもって、以下の事項に取り組むこと。

- ① 継続事業、新規事業にかかわらず、施策を実施する目的を明確にして前例踏襲することなく、P D C A サイクルを基に継続するかどうかを判断した上で、初期の目的を達成した事業やコストに見合う成果が出ていない事業、社会的に必要性の低下した事業は見直しを図ること。
- ② 継続事業については、従来のまま創意工夫もなく要求したり、安易に前年度のとおり要求することなく、歳出全般にわたり精査し、必要最小限の要求に留めること。
- ③ 毎年支出する経常的な経費の要求については、徹底した無駄の排除や、令和6年度一般会計決算の不用額が【約11億4千万円】となっていることを踏まえ、予算要求額と執行額（決算額）の乖離が大きい場合は、その原因を探るとともに積算方法を見直すなど、要求精度の向上に努め、当初予算の要求の段階から不用額の抑制に努めること。
- ④ 経費が増加する場合においては、課内の一般財源額の範囲内で、スクラップ・アンド・ビルトを基本に調整すること。また、増額した予算については、積算根拠、方法、価格の妥当性など合理的に説明できるように準備しておくこと。
- ⑤ 他団体の同種の事務事業と比較し、施策効果の割に、相対的に経費水準が高い事業については、積極的な見直しを図ること。
- ⑥ 複数の課にまたがる政策課題については、事前に関係課と調整を行い、重複事業として考えられるものは、事業の一元化を図ること。
- ⑦ 課で横断的に取り組む施策については、他課の事業への参加、共同開催等、効果的な施策の実施を推進し、課で連携を図ること。
- ⑧ 単独で実施している事業について、「連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約」の枠組みや京築地区の連携の活用により、事業の広域化を検討すること。

## (9) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い、法令や制度等の情報収集に努め、経営の合理

化と経費の節減や国・県等の補助金を活用すること。

一般会計からの繰入金については、原則として、繰出基準の範囲内とする。

## IV 個別的事項

予算見積書の作成に当たっては、総括的事項を踏まえたうえで、次に掲げる個別的事項に留意すること。

### (1) 歳入に関する事項

#### ① 町税

社会情勢の変化や税制改正の動向を十分に勘案し、徴収実績や徴収率などの推移を踏まえつつ、確実かつ最大限の年間収入見込み額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため、課税客体及び課税対象者を捕捉すること。また、徴収率の一層の向上に努めること。

#### ② 地方譲与税・交付金

国の予算編成と地方財政計画の方向を見極めて、的確な収入見込み額を計上すること。

#### ③ 国支出金、県支出金

制度改革や補助率等の変更など、国や県の予算編成の動向に対してアンテナを高くし、積極的な財源確保に努めること。

事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上すること。

新規・既存に関わらず、将来的な補助金等の削減による一般財源負担の増など、後年度負担を踏まえた検討を行うこと。また、補助金等の打ち切りや補助率の変更などがあった場合は、原則、事業の廃止や縮小を行うこと。

#### ④ 分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入

住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、隨時見直しを行い、使用料及び手数料を課すべきにもかかわらず、徴収していない事務がある場合については見直すこと。また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

#### ⑤ 町債

本町の実質公債費比率、将来負担比率は県内市町村の中で高水準であり、また、施設の老朽化対策や新庁舎建設により町債の発行額が大きく増加することを踏まえ、事業の見直しやコスト縮減を図り、発行の抑制に努めること。また、町債を発行する場

合は、適債性、将来の財政負担を十分に検討したうえで、後年度の公債費負担を勘案すること。

## ⑥ その他

町が所有している財産の有効活用、不用な物品の売却、広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、自主財源の一層の確保を図ること。

# (2) 歳出に関する事項

## ① 人件費

新たに必要な事業を行う際には、既存事業に係る人的コストを踏まえ、過剰な労働にならないよう精査すること。限られた人員で組織運営を行わなければならず、人材確保が容易ではないことを踏まえ、安易に増員ありきで検討しないこと。

時間外勤務手当については、労働時間短縮の観点から、事務の簡素化等に努め、抑制を図ること。

令和6年度の人件費決算額は、月例給が大幅に引き上げられたことなどにより、前年度と比べて約2億5千万円増加している。令和7年度決算においても、人事院勧告による給料表や期末勤勉手当支給月数の引き上げ改定により人件費がさらに増加することが見込まれている状況を踏まえ、人件費も事業費の一部と捉え、積極的な事業の見直しに努めること。

## ② 扶助費

過去の決算などの分析・検証を踏まえ、制度改革や社会情勢の変化を的確に把握し、対象者数・単価等の積算根拠について十分に精査した上で、予算の肥大化を招くことのないよう、真に必要な額を算定して予算要求に臨むこと。

他自治体の状況をよく確認し、町独自事業や他市町村より高水準のサービスなどは必要性・有効性を必ず確認し、予算要求に臨むこと。

特に扶助費については、毎年度、多額の不用額が生じているため、安易に伸び率等を用いて積算するのではなく、見積額を精査して予算要求を行うこと。

## ③ 物件費・維持補修費

安易に前年度と同額要求や最大見込数で要求することなく、過去の実績等により根拠ある金額で要求を行うこと。

積算根拠のための見積書を事業者から徴する場合は、できるだけ指名登録業者から徴するとともに、複数の事業者から見積りを徴し、価格の妥当性を判断すること。査定を見越して割高の見積りを提出させるなどの行為は厳に慎むこと。

旅費や物件費等の消費的経費は、徹底的に事務の洗い直しを行い、その削減に努めること。

## 【物価高騰の影響への対応について】

物件費については、物価高騰の影響により大幅な単価の上昇が見込まれるが、安易に物価上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や利用形態等を精査し、必要最小限の要求すること。また、コスト意識を持ち、購入数の見直しや、節電及びペーパーレスなどを徹底すること。

業者から見積書を徵取する際には、物価高騰に伴う影響額について、詳細を確認すること。

### ・旅費

全国的なものは、原則廃止。審議会等の視察は、必要最小限とする。

なお、出張等において、特段の事情がある場合は、公共交通機関での旅費を要求すること。

### ・消耗品費

物品を使用しなくなったときは、府内に情報を発信し、リユースに努めること。

公文書電子化や複合機導入を踏まえ、必要書類以外の印刷・保存を廃止し、コピー用紙、トナー、ファイル等の削減に努めること。また、複合機でのカラー印刷・カラーコピーは必要最低限とすること。

### ・光熱水費

光熱水費の節減のため、公共施設・街路灯等のLED化について、費用の検討を行うとともに、将来コストの軽減まで含めた資料を作成の上、要求すること。また、できるだけ節電・節水するなど、工夫した上での縮小を積極的に検討すること。

### ・備品

利用頻度や経済性、維持管理といった点を考慮し、新規購入は緊急性・必要性の高い物に限定すること。他課が既に所持している備品があれば、共有で使用できないかを検討すること。

特に、システムの変更や導入により、パソコン、プリンター等が必要な課については、安易に購入を検討するのではなく、代替機器が他課にないかを確認すること。

### ・図書・追録・新聞等

インターネットを最大限に活用し、削減に努めること。

### ・食糧費

必要性を再検討のうえ、削減に努めること。

### ・委託料

経常的なものを含めて仕様の見直しを行い、真に必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

法令で定められていない機器の保守委託については、回数や修繕費を考慮した上で、契約の見直しを図ること。

特に、施設の維持管理委託は、施設・設備の長寿命化を図るため、日常の保守管理に必要な委託項目をチェックし、仕様を検討するとともに公共施設の民間への運営移管や地域への移譲についても検討すること。

#### ・使用料及び賃借料

各課で所管する情報システムやシステム開発については、クラウド化や他団体との共同利用についても検討を行うこと。

#### ・維持補修費

全ての修繕箇所を要求するのではなく、保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、施設等の維持補修の長期的な計画を立て、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

### ④ 補助費等

補助金等については、交付の目的や補助対象などが、社会情勢の変化等を反映しているかについて改めて見直しを図るとともに、近隣市町との比較や必要性・有効性について十分に検証の上、予算要求に臨むこと。

団体運営費に対する補助金については、補助事業等の計画や前年度からの繰越金、留保財源等を確認の上、必要額を適正に見積もること。

なお、団体の収支決算書については、議会等より要求があった場合に提出することとなるので、団体に周知すること。

### ⑤ 投資的経費

事業計画書に掲載した事業の中から、事業の必要性、緊急性、投資効果（有効性・効率性）を十分に検証のうえ、コスト縮減や財源確保を図りながら、優先順位の選択を行うこと。

仕様や事業スケジュール等について十分精査すること。特に、建築資材の高騰・需給状況を鑑み、事業化の金額、時期は慎重に決めること。

### ⑥ その他

国や県の補助事業については、国、県、市町村間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担（上乗せ事業、横出し事業）の解消に努めること。

\*予算要求にあたっては、金額のみ記入するのではなく、積算根拠を書くこと。特に、補助事業については、超過負担分（金額の上乗せ事業・対象者の横出し事業）を分けて記入すること。